

事前指示書

[自分の最期は自分で決める]

一般社団法人 飯田医師会

平成20年4月1日 第1版発行
平成25年10月1日 改訂
平成26年12月1日 改訂

事前指示書作成のすすめ（自分の最期は自分で決める）

生きているものは全て、日々老い、やがて病を持つようになり、そして死を迎えます。死は、誰にでも必ず訪れる人生の自然な出来事です。今元気なあなたは、老いを感じているとしても、死はまだ遠くにあるものと思っていることでしょう。でも、病気も死も何の前ぶれもなく、突然やってきます。持病もなく元気なあなたにも、死についての覚悟は必要です。

私達は、生きていることの素晴らしさや健康であることのありがたさについてよく語ります。しかし、家族や友人と、死について語り合うことを「縁起でもないこと、触れてはいけない話」として避けてきたように思います。自分の死、家族の死を想像することは、辛いことかもしれませんが、死について考えることは生きることを考えることでもあります。

自分が元気で健康なときにこそ、自分の死について考えてみてください。そして自分はどんな最期を望むのかを「事前指示書」として書き残しておくこと、さらに配偶者やかかりつけ医など最も信頼でき自分の死生観を理解してくれている人を「医療代理人」として指名しておくことが大切です。そうしておくことが死への覚悟を持つということではないかと考えます。人生を全うするには、死への覚悟を持ち、自分の意思で自分の最期を決定することが必要です。そしてその覚悟を持って明日も元気に生きていきましょう。

注：事前指示書とは、自分が受ける末期治療についての要望と自分の最期についての指示を書いたもの。

医療代理人とは、自分が受ける医療行為について、自分で意思決定が出来なくなった時、自分の代わりに決定を下してくれる私の代理人。

追記

1. 事前指示書による意思表示の内容は、現在の意志であり、その内容は常に変更・破棄・撤回しうるものであります。年月日を必ず明記しましょう。
2. 事前指示書には、本人の署名捺印が必要です。
3. 作成した事前指示書は、必ず一部をご家族に預けておきましょう。

事前指示書

私の家族、主治医、そして私の医療に携わる全ての方々へ。

私()は、清明なる意識・健全な精神の下で自分の死について考え、自分の意思で自分の最期を決定するために、この指示書を作成しています。

私は、私の病気が不治であり回復不可能な状態に陥り、自ら判断が下せなくなった場合には、最期のときを迎えるにあたり、本指示書を尊重して対応して下さることを望みます。

死の過程を長引かせるだけの治療行為は中止し、私に安らぎを与え、出来る限りの苦痛緩和の医療と介護で、自然な看取りをしてください。そのために、死期が早まったとしても構いません。

食事や水分を口から十分摂取出来なくなったときには、食べられるだけ食べればよく、口から食べられることを大切に自然な経過での看取りをしてください。

また、既に死期が迫っていると診断される場合、あるいは数ヶ月以上にわたって植物状態に陥っている場合には、生命を維持するためだけの処置は全て中止してください。

本指示書による意思表示は、私自身が変更・破棄・撤回しない限り有効です。

私の要望を忠実に果たして下さった方々に感謝するとともに、その方々が私の要望に従ってくださった行為一切の責任は、私自身にあることを付記します。

その他、最期のときを迎えるにあたり、要望すること。

()

平成 年 月 日

本人署名捺印

住所

氏名

(生年月日

年 月

印

日生)

家族署名捺印 (必要とする場合のみ記載)

住所

氏名

(生年月日

年 月

印

日生)

医療代理人署名捺印 (必要とする場合のみ記載)

住所

氏名

(生年月日

年 月

印

日生)